平成２５年（フ）第６８号
三重県伊勢市黒瀬町1705番地、前住所三重県伊勢市船江４丁目２番30号
債務者　中村　　忠
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
宮崎市吉村町下り松甲2457番地２　第２横山ビル303号
債務者　松山たまえ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０３号
宮崎市吉村町下り松甲2457番地２　第２横山ビル303号
債務者　松山　賢二
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０４号
宮崎市江平東町11番地11　江平ニューハイツ401号
債務者　堀添　玉幸
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１８３号
函館市本通４丁目29番８号
債務者　奥山　雅雄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４３号
函館市日吉町２丁目15番10号
債務者　緑山　美子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５１号
函館市亀田港町３番10号　アスティ18―101号
債務者　斉藤　健治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５２号
北海道北斗市向野２丁目13番１号
債務者　中村　幸夫
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
函館市亀田町11番５号
債務者　藤田麻衣子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
埼玉県熊谷市玉井南３丁目26番地　パークサイドハイツＡ―103
債務者　北見　眞幸
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０３号
埼玉県東松山市六軒町13番地14　ラスク105号
債務者　井口　雅詩
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１２号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1696番地13
債務者　髙橋　淳子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２４号
埼玉県比企郡吉見町大字荒子878番地１
債務者　加藤　君男
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字柳生154番地14
債務者　伊藤　敏彦
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３４号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字柳生154番地14
債務者　伊藤　輝美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１５０号
愛知県豊田市高上１丁目10番地７　屋根星ハイツ302号
債務者　山田　喜久
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
愛知県豊田市平山町６丁目48番地１　快足館
債務者　榊原せつ子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係